

# 【納税の猶予等の取扱要領】のポイント

(08年4月/米田作成)

## 第1章 総則

- ・納税者によっては、強制的な徴収手続等を緩和することが納税者の実情に適合し、かつ、徴収上の措置としても妥当とされる場合がある。
- ・納税の猶予等の制度は、納税者の実情に即応した措置を講ずることにより、納税者との信頼関係を醸成し円滑な運営を図ることを目的とするものである。
- ・納税者から、その納付すべき国税につき即時に納付することが困難である旨の申出等があった場合には、その実情を十分調査し、納税者に有利な方向で納税の猶予等の活用を図るよう配意する。

## 第2章 納税の猶予

### I) 通則法第46条第2項の納税の猶予

#### \* 猶予該当事実とは次の要件です

①納税者又はその者と生活を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。

②納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと。

③納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと。

(イ)「事業につき著しい損失を受けた」とは調査日前1年間の損益計算において、調査期間の直前の1年間の利益金額の2分の1を超えて損失が生じていると認められる場合をいうものとする。

(ロ)納税者が帳簿等を備えていない場合又は帳簿等による調査が困難である時、納税者からの聞き取りを中心とする等その状況に応じ、妥当と認められる方法により算定して差支えない。

(ハ)損失の認定に当たって、徴収上弊害があると認められるときは、資金計算上の立場から所要の調整を行っても差支えない。

④納税者に災害、盗難又は病気、負傷に類する事実があったこと。

「災害、盗難又は病気、負傷に類する事実」とは、

◎納税者の売掛金等の回収が不能又は著しく困難になった。

・事業の不振又は失敗により休業に至ったこと、会社更生手続の開始があったこと。

・手形交換所で停止処分を受けたこと、災害、横領により財産の大部分の喪失があったこと。

◎納税者と生計を一にする者が病気にかかり又は負傷したこと。

⑤納税者に「事業の休業又は事業上の著しい損失に類する事実」があったこと。

◎下請企業である納税者が、親会社からの発注の減少等の影響を受けたこと、

◎納税者が市場の悪化等の事由により、操業度の低下又は売上減少等の影響を受けたこと。

#### \* 猶予該当事実と納付困難との関係

◎「国税を一時に納付することができない」(「納付困難」とは、納税者に納付すべき国税の全額を一時に納付する資金がないこと、又は資金があっても、それによって一時に納付した場合には、納税者の生活の維持若しくは事業の継続に著しい支障が生ずると認められることをいう。

#### \* 担保の提供及び徴取…担保を徴しないことができる場合

◎納税の猶予に係る税額が50万円以下である場合

◎特別の事情がある場合…担保がない場合と担保を徴することにより、事業の継続又は生活の維持に著

1 「生計を一にする」とは、日常生活を共にしている、その親族と起居を共にしていない場合でも、常に生活費、学資金、療養費等を支出して扶養している場合も含まれる。  
2 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族をいう。なお、婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は、配偶者と同様に取扱う。

しい支障を与えると認められる場合

#### \* 納税の猶予をする金額

- ◎調査日現在における調査が困難である場合には、臨場調査の日の状況から、適宜その調査日現在の猶予該当資金を推定して差支えない。
- ◎猶予該当資金の調査に当り、納税者が帳簿等を備えていない場合又は帳簿等による調査が困難である場合には、納税者からの聞き取りによる等適宜な方法によって判定して差支えない。

#### \* 納税の猶予をする期間

- ◎1年以内に完納が見込めない場合・・・国税の完納までに要する期間が1年を超えると認められる場合・・・1年間について納税の猶予をしておくものとする。
- ◎その納付が1年を超える部分の税額は、一応、猶予期間の最終日に納付予定としておく。

## II) 納税の猶予後における滞納処分等

#### \* 督促及び滞納処分の禁止

納税の猶予の期間中は、その猶予に係る国税につき、納税の猶予の許可が、

- ①督促前のときは、督促及び滞納処分
- ②督促後のときは、滞納処分
- ③滞納処分に着手しているときは、新たな滞納処分及びその後の滞納処分をすることができない。

#### \* 差押えの解除

納税の猶予に係る国税につき、既に差押えた財産がある場合には、納税の猶予を受けた者の申請に基づき、その差押えを解除することができる。

- ◎差押の継続で納税者の事業の継続又は生活の維持に著しい支障があると認められる場合

## 第3章 換価の猶予

徴収法に規定する換価の猶予は、滞納者に一定の事由がある場合に、その納付すべき国税に係る滞納処分による財産の換価を1年の範囲内で猶予するものである。

#### \* 換価の猶予の要件

- ①「誠実な意思とは」滞納者が国税を優先的に納付しなければならないことを認識していることをいう。
- ②「誠実な意思を有すると認められる」かどうかは、従来において期限内に納税していたかどうか、確実に分納を履行したかどうか及び納税の能力等を参考として判定するものとする。
- ③過去にはほ脱の行為又は滞納の事実等があっても、現在において誠実な納税の意思を有していると認められるかどうかにより判定する。

#### \* 事業継続又は生活維持の困難

- ◎次のいずれかに該当するときは「その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき」に該当するものとして処理するものとする。
  - (1) 滞納処分の対象となる滞納者の財産のすべてを換価しなければならないと認められるとき。
  - (2) 滞納者の事業の継続あるいは生活の維持に必要と認められる財産以外の財産の換価処分のみでは、滞納に係る国税のすべてを徴収することができないと認められるとき。

#### \* 国税の徴収上有利

- ◎「換価の猶予をすることが、直ちに換価することに比し国税の徴収上有利であるとき」とは・・・滞納国税につき直ちに徴収できる場合等であっても、納付すべき国税と既に滞納となっている国税との総額については、換価処分を執行しないことが徴収上有利であると認められるとき。

### \* 差押えの猶予

◎次の場合には、担保の徴取をしないこととして差押えないものとする。

- ①換価の猶予に係る税額が 50 万円以下である場合
- ②差押え又は担保を徴取することにより、事業の継続又は生活の維持に著しい支障を与えると認められる場合

### \* その他

◎換価の猶予は、滞納者からの申請が要件ではなく、税務署長が職権をもって行うものであるが、滞納者から納付困難を理由として分納の申出等があった場合には、そのまま放置することなく、換価の猶予に該当するかどうかを検討するよう配意する。

## 第 4 章 猶予許可等に関する処理

この章は、通常の納税の猶予、確定手続等が遅延した場合の納税の猶予又は換価の猶予をする場合の事務手続及び担保の徴取について定めたものである。

### \* 納税の猶予申請書の提出

#### ①申請書の提出期限

この納税の猶予については、申請書の提出期限の定めがないので、納税者に未納の国税があり、納税の猶予を受けようとするときに、随時これを提出することができる。

#### ②申請書の記載事項及び添付書類

申請書には、次の事項を記載しなければならない(通則令第 15 条第 2 項)。

- (イ)納付すべき国税の年度、税目、納期限及び金額と納税の猶予を受けようとする金額
- (ロ)期間、理由、納付計画
- (ハ)提供しようとする担保又は担保を提供することができない特別の事情

#### ③申請があった場合の審査

申請書の提出があった場合には、速やかに納税の猶予の要件等を調査し、納税の猶予の許否を判定する。申請書の記載に不備があるときは、上記の調査の機会を通じて納税者に補正させることとし、軽微な記載事項の不備を理由に不許可にすることのないよう留意する。

### \* 猶予の許可又は不許可の決議及び納税者等への通知

- ①納税の猶予又は換価の猶予をする場合には、猶予に係る国税の年度、税目、猶予する金額、猶予する期間等を書面により納税者に通知する。
- ②申請書の提出があった場合において、納税の猶予に該当しないときは、納税の猶予不許可の決議書により決裁を了した上、納税の猶予をしない旨を書面により納税者に通知する。

## 第 7 章 納付能力調査

### \* 調査に当たっての留意事項

◎納付能力調査に当たっては、納税者の帳簿、メモ、聞き取り及び賦課資料等を参考とし、現在の資金状況及び今後の収入、支出の見込みをできるだけ正確に把握する。

◎納付能力調査は、性質上、課税のための調査と誤認されるおそれもあるので、調査に当たっては、そのような誤解を受けないよう十分に説明し、納税者の協力が得られるよう配意する。

## \* 現在納付能力調査

調査日において納税の猶予の申請等に係る国税をいくら納付できるか、納付困難な金額がいくらであるかを判定するための調査であって納税者の現金、当座預金等直ちに納税に充てることができる資金と、当面の事業の継続又は生活の維持に、真に必要と認められるつなぎ資金とを調査し、両者を勘案して現在納付可能資金をは握するものである。

### ①当座資金

当座資金は、調査日現在における現金、当座預金その他の引出し可能の預貯金等直ちに支払いに充てることができる資金の合計額とする。

### ②つなぎ資金

・おおむね1か月以内において資金繰りが最も窮屈になると見込まれる日までの期間における総資金の収支を見込み、総支出見込金額から総収入見込金額を差引いた額を基礎として推定。

・なお、資金手当てを考慮しておかなければ、事業の継続が維持できなくなると認められる場合等においては、所要資金を推定してつなぎ資金に含めることとして差支えない。

### ◎現在納付可能資金

現在納付可能資金は、当座資金からつなぎ資金を差引いた金額とする。

## \* 見込納付能力調査

### (1)調査方法の選択等

調査の方法には、下記の4種類があるが、実際に調査を行う場合には、納税者の経理能力、記帳状況、事業等の規模、形態又は納付すべき税額の多寡等に応じて、方法、項目等を選択又は補正して効率的に行うよう配慮する。

### (2)調査方法

#### ①略式調査

過去の売上高又は所得金額等を参考に納税者からの聞き取りを中心として推定する。

イ 「1か月の予想売上高×売上利益率+特別収入-生計費等必要な支出」の算式により求めた金額に所要の調整を加える。

ロ 「前年又は前期の月平均所得額×所得伸び率+特別収入-生計費等必要な支出」の算式により求めた金額に所要の調整を加える。

(注)1 所要の調整については、本文の算式によって求めた金額に対して、納税者が特別の理由(例えば季節により売上に著しく変動がある場合等)により、その金額により難い旨を申出たとき以外は強いて調整を加えないこととして差支えない。

#### ②所得金額を基とする調査

最近の事業年度又は前年の所得金額を基に、おおむね次の方法により調査日後の一定期間における支払いに充て得る資金の総額を推定し、その推定額から1か月当りの平均の支払いに充て得る資金の額を計算する。

#### ③販売実績等を基とする調査

納税者が帳簿等を整理しており、最近における売上、仕入及び営業費等をは握することができる場合には、その実績を基本とし、・・・調査期間及び調査期間内の各月の支払いに充て得る資金の額を推定する。

#### ④見込損益計算書を基とする調査

計理能力をもち帳簿書類を備えている場合には・・・損益計算で・・・

### ◎納付可能資金額の計算

(2)から(4)までの調査により計算した資金の額を基にして、生計費、特別収入、特別支出等を調整し、各月の納付可能資金額を計算する。